

発信者情報開示に関する2つの最高裁判決

英知法律事務所
弁護士 森 亮二

最判平成22年4月8日 経路プロバイダの抗弁

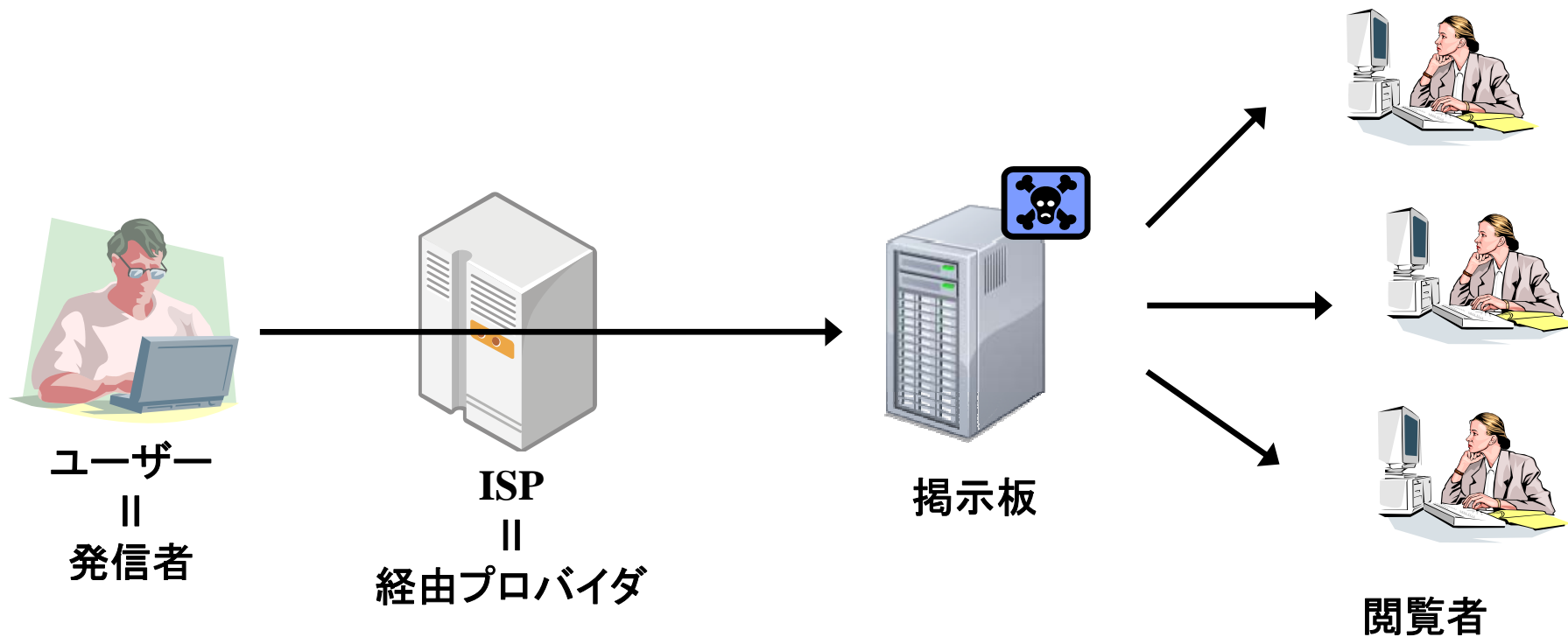
経路プロバイダの抗弁:

経路プロバイダ(発信者のアクセスプロバイダ)は、開示請求の対象(開示関係役務提供者)にならない。

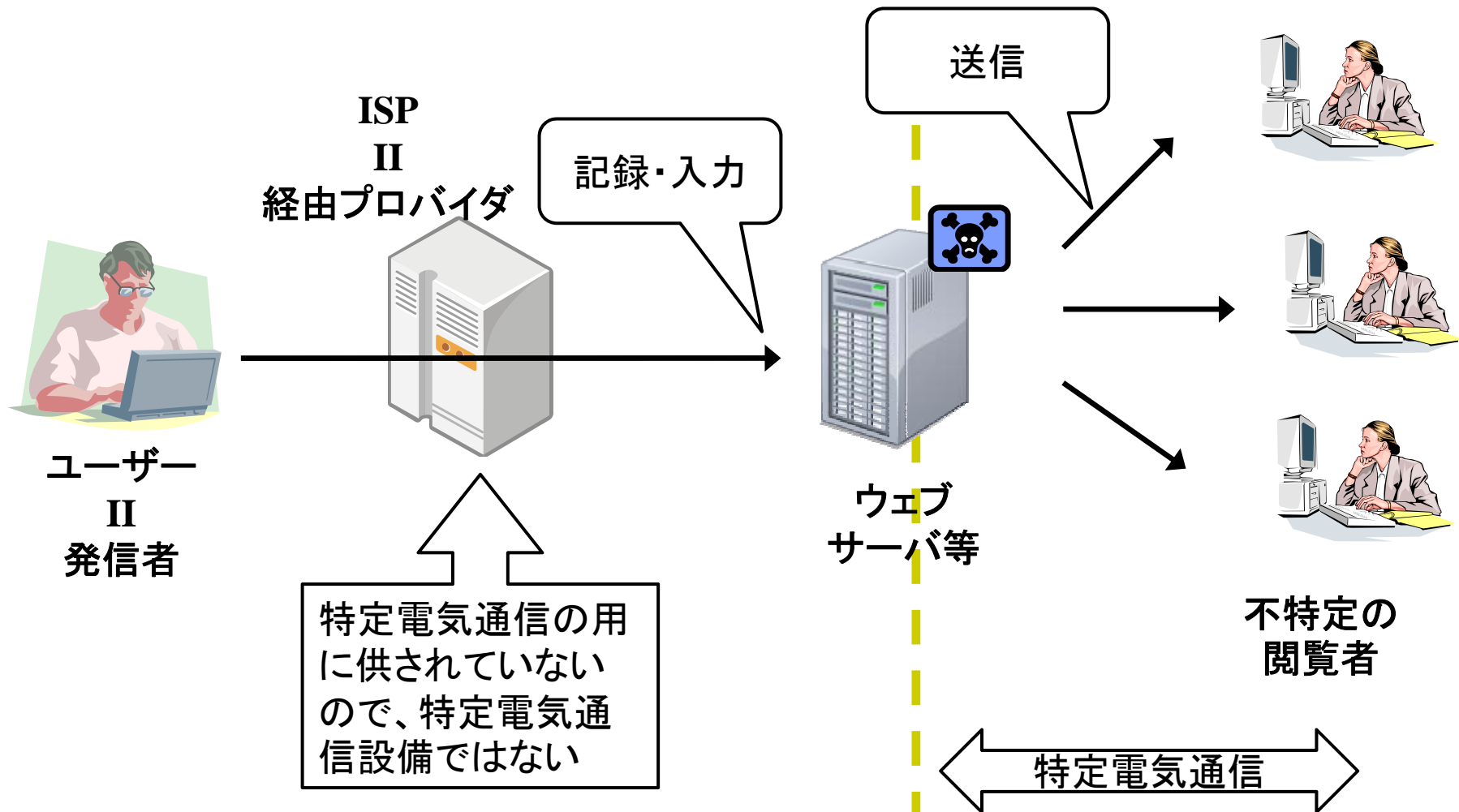
第一審・控訴審・上告審

東京地判H20.9.19	経由プロバイダの抗弁を肯定 請求棄却
東京高判H21.3.12	経由プロバイダの抗弁を否定 請求認容
最判H22.4.8	経由プロバイダの抗弁を否定 請求認容

掲示板への書き込み



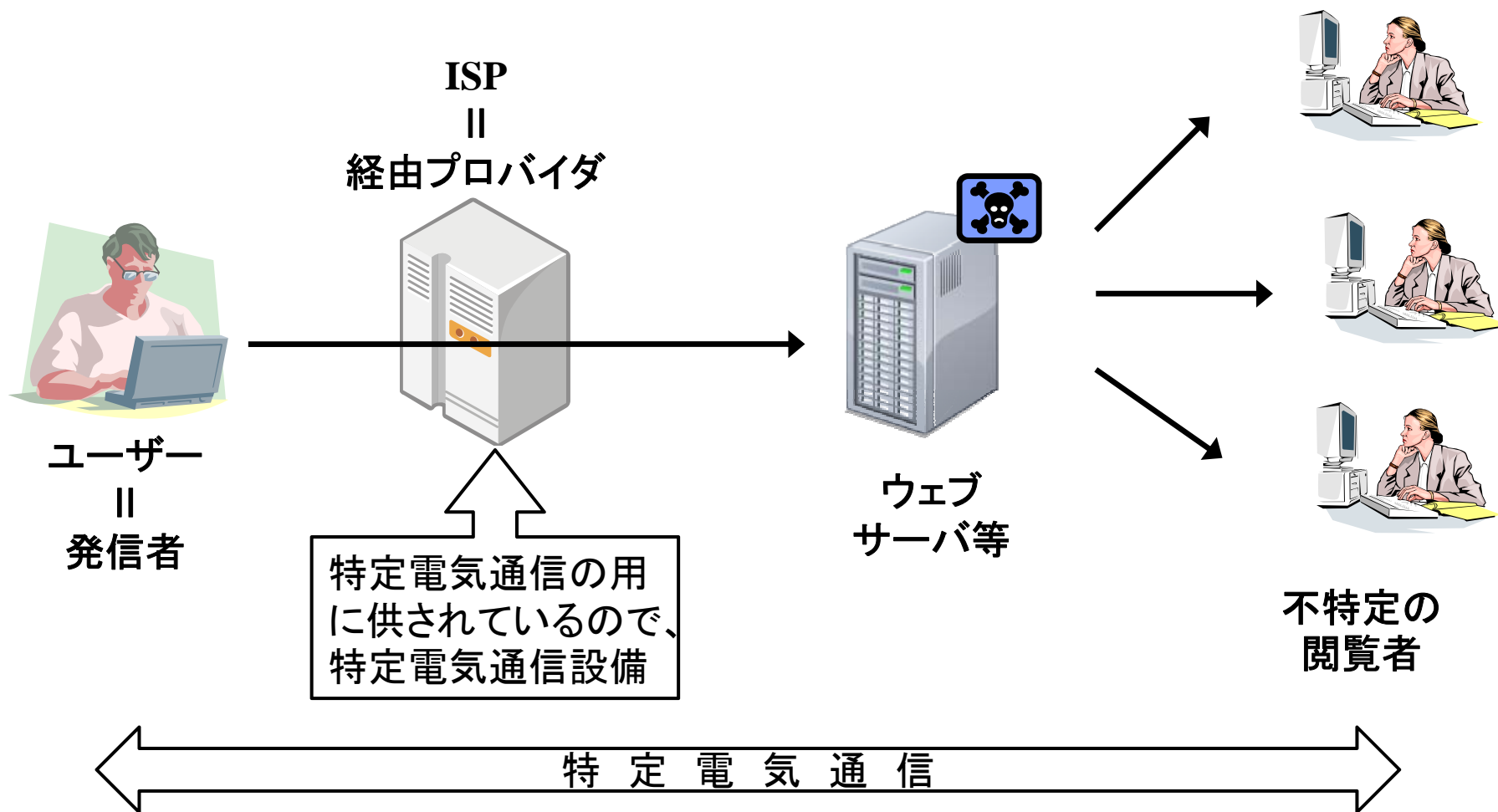
経路プロバイダの抗弁



最高裁判決の考えかた

- ① 最終的に不特定の者によって受信されることを目的とする情報の流通過程の一部を構成する電気通信を電気通信設備を用いて媒介する者は、「特定電気通信役務提供者」に含まれると解するのが自然
- ② 4条の目的は、権利侵害情報によって権利を侵害された被害者が、加害者=発信者を特定することを可能にすることによって、被害者を救済することにある。インターネット上の情報発信は経由プロバイダを利用して行われるのが通常であり、また、経由プロバイダが課金の都合上、発信者の住所・氏名等を把握していることが多いことに照らせば、経由プロバイダを発信者情報開示請求の対象から外すことは同条の趣旨を没却することになるとする。
- ③ 経由プロバイダが特定電気通信事業者にあたると解釈することが、3条の責任制限の趣旨や電気通信事業法3条の検閲禁止の趣旨に反しないことは明らかな。

最高裁判決の考えかた



最判平成22年4月13日 「重過失」による不開示

責任制限法第4条4項:

開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、**故意**又は**重大な過失**がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。






本件書き込み

なにこのまともなスレ気違いはどうみてもA学長





第一審・控訴審・上告審

	開示請求	重過失
東京地判H20.6.17	棄却	否定
東京高判H20.12.10	認容	肯定
最判H22.4.13	認容	否定

高裁判決の考えかた

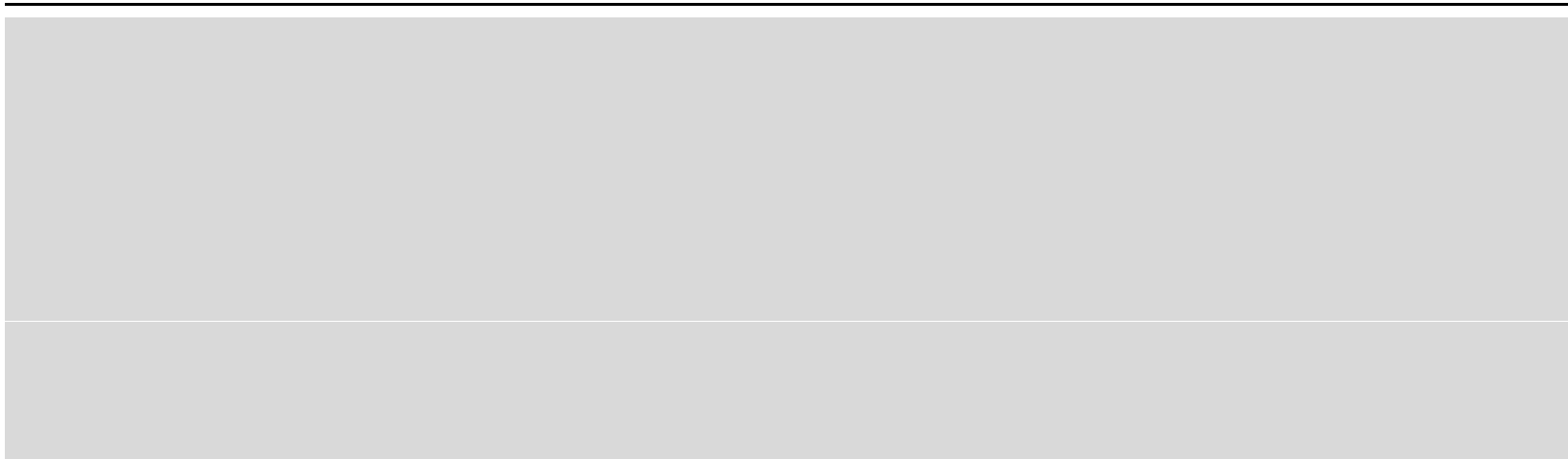
- 対象となる人を特定できる状況でその人を「間違い」と指摘することは、社会生活上許される範囲を超えてその人の権利(名誉感情)を侵害する。

- そのことは、特別の専門的知識がなくとも一般の社会常識に照らして容易に判断できる。

- 本件書き込みが、対象者の権利を侵害するものであることは、スレッドの他の書き込み等を検討するまでもなく明らか。

- 開示請求に応じなかったことについては重過失あり。

最高裁判決の考えかた

- 発信者情報はプライバシー、表現の自由、通信の秘密にかかわる情報であり、正当な理由がない限り、第三者へ開示されるべきものではない。

- いったん開示されると開示前の状態を回復できない。

- 4条1項の要件を厳格にして、4条2項照会も規定して、プロバイダには発信者の意向も踏まえて慎重に開示を検討することを求めている。

- このような法の趣旨に従い、慎重な判断をしたプロバイダについて不法行為の一般原則にしたがって損賠賠償責任を負わせるのは不適切。

- 当該開示請求が①4条1項の要件のいずれにも該当することを認識し、又は②それらの要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかったことにつき、重大な過失がある場合にのみ、損害賠償責任を負うものと解すべき。

ご清聴ありがとうございました

參考資料



経路プロバイダの抗弁－理由－

- ① まず、4条1項は、発信者情報開示請求をなしうるのは、「特定電気通信役務提供者」に対してであるとする。そのため、被告が「特定電気通信役務提供者」にあたらなければ、開示請求は認められない。
- ② 定義規定である2条3号において、「特定電気通信役務提供者」とは、「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」とされている。つまり「特定電気通信役務提供者」の概念は、「特定電気通信設備」の概念に依存している。
- ③ そこで「特定電気通信設備」の定義規定である2条2号を見ると、「特定電気通信設備」とは、「特定電気通信の用に供される電気通信設備」とであるとされる。つまり「特定電気通信設備」の概念は、さらに「特定電気通信」に依存している。
- ④ 「特定電気通信」の定義規定である2条1号を見ると、「特定電気通信」とは、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」とであるとされる。「～の送信」というところが特徴的である。この「送信」について、解釈の参考となりそうなものとして、2条4号の「発信者」の定義がある。

経路プロバイダの抗弁－理由－

- ⑤ 2条4号は、「発信者」の定義として、「特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者」（下線筆者）であるとする。下線部分のみを抜粋すると、発信者とは「記録媒体に情報を記録し、通信装置に情報を入力した者」（傍点筆者）であることになる。記録媒体とはウェブサーバのハードディスクなどであり、通信装置とは、ストリーミングサーバなどである。前者では、情報は一旦「記録」されるが、後者ではリアルタイムで流れていくだけなので「入力」という用語を用いている。「記録」と「入力」の区別は重要ではない。
- ⑥ ここで重要なのは、ウェブサーバ等に「記録」し「入力」する行為に着目して発信者の定義がなされていることである。そして、先ほど⑤において要約の際に省略した2条4号の各カッコ書き（2か所ある）の中を見ても、それぞれ「当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る」「当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る」（傍点筆者）となっている。一旦、発信者によって、「記録」「入力」された情報は、今度は不特定の者に向けて「送信」されるのである（図表2）参照。

経路プロバイダの抗弁－理由－

- ⑦ ここで、④に戻ると、特定電気通信の定義は「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」なのであった(傍点筆者)。法は、「記録」「入力」と「送信」を区別しているため、特定電気通信とは、「送信」以降の部分、つまり記録媒体・入力媒体より後ろの部分のみを指すことになる。そしてそれより前、つまり発信者から記録媒体・入力媒体までの部分は、特定電気通信ではないことになる(図表2参照)。
- ⑧ ここで、③に戻ると、経路プロバイダの設備が関与する部分は、特定電気通信より手前の、特定電気通信ではない部分ということになり(図表2参照)、ISPの設備は、「特定電気通信の用に供される電気通信設備」である「特定電気通信設備」ではないことになる。
- ⑨ ここで、②に戻ると、経路プロバイダの設備が特定電気通信設備でない以上、経路プロバイダは「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」として定義される「特定電気通信役務提供者」ではないことになる。したがって、経路プロバイダは発信者情報開示請求の対象にはならない。

プロバイダ責任制限法第2条

第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(中略)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。
- ② 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備(中略)をいう。
- ③ 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- ④ 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。

プロバイダ責任制限法第4条

第4条

- 1 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（中略）の開示を請求することができる。
 - ① 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - ② 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

プロバイダ責任制限法第4条

第4条

- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。